『au HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2022 年 4 月 1 日改版（改定前）	**2022 年 7 月 1 日改版（改定後）**
第 10 条（本料金） 1～5（略） 6 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。 （１）（略） （２）利用料金 契約者は、利用料金として、（i）au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとし、併せて（ii）au HOME 機器利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月について支払うものとします。但し、利用申込の際に当社所定の方法により申し出ることにより、（ii）au HOME 機器利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 24 ヶ月分の支払いに代えて、おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を一括して支払うことを選択できるものとします。 7～18（略）	第 10 条（本料金） 1～5（略） 6 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。 （１）（略） （２）利用料金 契約者は、利用料金として、（i）au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとし、併せて、契約者の選択に従い、（ii）au HOME 機器利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月について支払う~~ものとします。但し、利用申込の際に当社所定の方法により申し出ることにより、（ii）~~か、（ⅲ）au HOME 機器利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 24 ヶ月分の支払いに代えて、おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を当社が指定する日までに一括して支払う~~ことを選択できる~~ものとします。但し、2022 年 7 月 1 日以降に、au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合、（ⅱ）に係る支払い方法により支払うことはできないものとします。 7～18（略）
（新設）	附則 本改正規約は 2022 年 7 月 1 日より適用します。